

○ 金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成十六年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う場合における磁気ディスクは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 光ディスクであって、記録方式が日本工業規格X六二八一及びX〇六〇六に適合する光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの</p>	<p>開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う場合における磁気ディスクは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本工業規格X六二七五に適合する光ディスクカートリッジであって、記録方式が日本工業規格X〇六〇五に定める規格に適合するもの</p>